## 様式第三十三(第二十三条第一項関係) (日本産業規格A列4番)

(第一面)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

年 月 日

大府市長 殿

申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第34条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

## 【申請の対象とする範囲】

- □建築物全体
- □建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)
- □複合建築物の非住宅部分
- □複合建築物の住宅部分

### (本欄には記入しないでください。)

受付欄			認	定番号欄		決裁欄
年	月	日	年	月	日	
第		号	第		号	
係員氏名			係員氏名	<b>7</b>		

# [建築主等に関する事項]

【1. 建築主】							
【イ.氏名のフリガナ】							
【口. 氏名】							
【ハ.郵便番号】							
【二. 住所】							
【ホ. 電話番号】							
【2. 代理者】							
【イ. 資格】	(	)	建築士	(		)登録第	号
【口. 氏名】							
【ハ. 建築士事務所名】	(	)	建築士事務所	(	)知	事登録第	号
【二.郵便番号】							
【ホ. 所在地】							
【へ. 電話番号】							
【3.設計者】							
(代表となる設計者)							
【イ. 資格】	(	)	建築士	(		)登録第	号
【口. 氏名】							
【ハ. 建築士事務所名】	(	)	建築士事務所	(	)知	中事登録第	号
【二.郵便番号】							
【ホ. 所在地】							
【へ. 電話番号】							
【ト. 作成した設計図書							
(その他の設計者)							
【イ. 資格】	(	)	建築士	(		)登録第	号
【口. 氏名】							
【ハ.建築士事務所名】	(	)	建築士事務所	(	)知	中事登録第	号
【二.郵便番号】							
【ホ. 所在地】							
【へ. 電話番号】							
【ト. 作成した設計図書							
【イ. 資格】	(	)	建築士	(		)登録第	号
【口. 氏名】							
【ハ.建築士事務所名】	(	)	建築士事務所	(	)知	中事登録第	号
【二.郵便番号】							
【ホ. 所在地】							
【へ. 電話番号】							
【ト.作成した設計図書							
【イ. 資格】	(	)	建築士	(		)登録第	号
【口. 氏名】							

【ハ. 建築士事務所名】(	)建築士事務所(	)知事登録第	号
【二.郵便番号】			
【ホ. 所在地】			
【へ. 電話番号】			
【ト. 作成した設計図書】			
【4.確認の申請】			
□申請済 ( )			
□未申請 ( )			
【5. 備考】			

## 建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

=======================================	**					
【1. 地名地番】						
【2.敷地面積】		m²				
【3.建築面積】		m²				
【4.延べ面積】		m²				
【5.建築物の階	数】 (地上)		階	(地下)		階
【6.建築物の用i	 凃】					
	物□一戸建で	での住宅	□共同	司住宅等	□複合建	<b>基築物</b>
【7. 建築物の住	戸の数】		Ī	≓		
			,	•		
【8. 工事種別】	□新築 □増築	ン 口改	築			
	□修繕又は模様	替				
	□空気調和設備等	等の設置	□空	気調和設備	前等の改修	
					,, , , , , , , ,	
【9. 構造】	造	一部		造		
【10. 令和4年改〕	 正基準省令附則第	第3項又は	第4項の	の適用の有	無】	
□有(竣工年)		月	>  <b>\</b>		工)	
	,	/1				
【11. 建築物の構造	 告及び設備の概ま	E. 1				
別添設計內容		< 1				
別你成計四分	近り首による					
【12. 該当する地域	域の区分】	地域				
【13. 非住宅部分(	の床面積】(	床面積	) (開力	放部分を除	いた部分の	床面積)
【イ.新築】	(	$m^2$	)	(	$m^2$ )	
【口. 増築】	全体(	$m^2$	)	(	$m^2$ )	
	增築部分(	$m^2$	)	(	$m^2$ )	
【ハ.改築】	全体(	$m^2$	)	(	$m^2$ )	
	改築部分(	$m^2$	)	(	$m^2$ )	
【14. 住宅部分の』						
		ia	開放部分	分を除いた	(開放部分	及び共用部分を
	, ",, ш			末面積)		の成の成の成のである。
   【イ. 新築】	(	$m^2$ )	(	m²)		m²)
【口.増築】	全体 (	$m^2$ )	(	$m^2$ )	(	$m^2$ )

	増築部分	(	$m^2$ )	(	$m^2$ )	(	$m^2$ )
【ハ.改築】	全体	(	$m^2$ )	(	$m^2$ )	(	$m^2$ )
	改築部分	(	$m^2$ )	(	$m^2$ )	(	$m^2$ )
【15. 建築物のコ	ニネルギー	消費性能】					
【イ. 非住宅類	<b>赴築物</b> 】						
(外壁、窓等	いまま かんして かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん	の熱の損失	その防止に	こ関する	事項)		
□基準省分	6第10条第	1 号イ(1)の	基準				
年間熱負	負荷係数		MJ/(r	m²・年)	(基準値		MJ/(m²·年))
ВРІ	(		)				
□基準省分	6第10条第	1 号イ(2)の	基準				
年間熱負	負荷係数		MJ/(r	m²・年)	(基準値		MJ/(m²·年))
ВРІ	(		)				
□国土交通	通大臣が認	める方法及	及びその統	吉果			
(				)			
□令和4 <sup>を</sup> (一次エネ <i>)</i>	F改正基準 レギー消費			見定によ	る適用除名	94	
□基準省令	6第10条第	1号口(1)の	)基準				
誘導基準	生一次エネ	ルギー消費	量量	GJ/年	E		
誘導設詞	十一次エネ	ルギー消費	量量		GJ/年		
誘導BI	E I (		)				
(誘導 I	BEIの基	準値		)			
□基準省令	第10条第	1号口(2)の	基準				
誘導BI	E I (		)				
(誘導 I	BEIの基	準値		)			
□国土交通	通大臣が認	める方法及	及びその統	吉果			
(				)			
□令和4年	F改正基準	省令附則第	第3項に規	見定する	增築、改築	築又は修繕	善等をする部分の
基準							
誘導基準	生一次エネ	ルギー消費	量	GJ/年	Ē.		
誘導設調	十一次エネ	ルギー消費	量量	GJ/年	Ē.		
誘導BI	E I (		)				
(誘導 F	BEIの基	準値		)			
【ロ.一戸建て	「の住宅】						
(外壁、窓等	幹を通して!	の熱の損失	その防止に	こ関する	事項)		
□基準省分	6第10条第	2 号イの基	<b></b>				
外皮平均	自熱貫流率		$W/(m^2 \cdot$	K) (基準	善値	W/	$(m^2 \cdot K))$
冷房期0	)平均日射	熱取得率		(基準	準値		)
□国土交迫 (	通大臣が認	める方法及	及びその統	吉果 )			
\ □会和 4 を	E改正其淮	省今附則各	色4項にも	/ 目定する	世年 みん	第マけ修繕	<b>善等をする部分の</b>
基準	<b>少</b> 业坐于	תנית נויו נו	y ユ・尽() A	יווירר ז'ס∫		ベハロ炒作	1 12 C 1 SO HIM (1)
金十 (一次エネ/	レギー消費	量に関する	(事項)				
	第10条第						
— , ,, ,	生一次エネ	•	_ •	G.J/年	Ē.		
	- ハー <i>-</i> 十一次エネ		•		GJ/年		

誘導BEI()		
□国土交通大臣が認める方法及びる	この結果	
(	)	
□令和4年改正基準省令附則第4項	頁に規定する増築、改築又は修	繕等をする部分の
基準		
【ハ.共同住宅等】		
(外壁、窓等を通しての熱の損失の降	ち止に関する事項)	
□基準省令第10条第2号イの基準		
□国土交通大臣が認める方法及びそ	との結果	
(	)	
□令和4年改正基準省令附則第4項	頁に規定する増築、改築又は修	繕等をする部分の
基準		
(一次エネルギー消費量に関する事項	<u>(</u> )	
□基準省令第10条第2号ロの基準		
基準省令第14条第2項に掲げる数	女値の区分(□第1号 □第2	号)
誘導基準一次エネルギー消費量	量 GJ/年	
誘導設計一次エネルギー消費量	量 GJ/年	
誘導BEI(	)	
□国土交通大臣が認める方法及びそ	<del>と</del> の結果 、	
□令和 4 年改正基準省令附則第 4 項	り ちに担字よる逆鏡、 み鏡立は枚	送笠かする如八の
上	はに焼たりる垣菜、以菜又は修	語寺でする印力の
二二. 複合建築物】		
□基準省令第10条第3号イの基準		
(非住宅部分)	- のはよい関サス東西)	
(外壁、窓等を通しての熱の損失		
□基準省令第10条第1号イ(1)の		MT/( 2 /=\)
年間熱負荷係数	MJ/(m²・年) (基準値 、	MJ/(m・年))
BPI (	) > # >#c	
□基準省令第10条第1号イ(2)の		MT// 2 /T)
年間熱負荷係数	MJ/(m²・年) (基準値 、	MJ/(m・年))
BPI( □国土交通大臣が認める方法及	り みがその純里	
(	)	
□令和4年改正基準省令附則第	第3項の規定による適用除外	
(一次エネルギー消費量に関する		
□基準省令第10条第1号口(1)の	)基準	
誘導基準一次エネルギー消費	貴量 GJ/年	
誘導設計一次エネルギー消費	貴量 GJ/年	
誘導BEI(	)	
(誘導BEIの基準値	)	
□基準省令第10条第1号口(2)の	)基準	
誘導BEI(	)	
(誘導BEIの基準値	)	
□国土交通大臣が認める方法及	及びその結果	

```
□令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部
    分の基準
    誘導基準一次エネルギー消費量
                       GJ/年
    誘導設計一次エネルギー消費量
                       G.J/年
    誘導BEI(
    (誘導BEIの基準値
 (住宅部分)
  (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
   □基準省令第10条第2号イの基準
   □国土交通大臣が認める方法及びその結果
   □令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部
    分の基準
  (一次エネルギー消費量に関する事項)
   □基準省令第10条第2号ロの基準
     基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)
      誘導基準一次エネルギー消費量
                          GJ/年
      誘導設計一次エネルギー消費量
                            G.J/年
      誘導BEI(
   □国土交通大臣が認める方法及びその結果
   □令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部
    分の基準
□基準省令第10条第3号ロの基準
 (非住宅部分)
  (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
   □基準省令第10条第1号イ(1)の基準
                                 MJ/(m²・年))
    年間熱負荷係数
                  MJ/(㎡・年) (基準値
    BPI (
                   )
   □国土交通大臣が認める方法及びその結果
  (一次エネルギー消費量に関する事項)
   □基準省令第1条第1項第1号イの基準
    基準一次エネルギー消費量
                     G.J/年
    設計一次エネルギー消費量
                     GI/年
    BEI (
   □国土交通大臣が認める方法及びその結果
    (
                       )
 (住宅部分)
  (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
   □基準省令第10条第2号イの基準
   □国土交通大臣が認める方法及びその結果
  (一次エネルギー消費量に関する事項)
```

□基準省令第1条第1項第2号口(1)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ( )
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
(
(複合建築物)
(一次エネルギー消費量に関する事項)
基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)
誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導BEI( )
(誘導BEIの基準値 )
【16. 確認の特例】
法第35条第2項の規定による申出の有無 □有 □無
【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】
【18. 備考】

# (第四面)

【1. 付近見取図】
【2.配置図】

## 〔住戸に関する事項〕

【1. 住戸の番号】			
【2. 住戸の存する階】	階		
【3. 専用部分の床面積】	m²		
【4. 住戸のエネルギー消費性能】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の □基準省令第10条第2号イの基			
外皮平均熱貫流率 冷房期の平均日射熱取得率 □国土交通大臣が認める方法及	(基	準値 準値	W/(m² • K))
( □令和4年改正基準省令附則第 準	) 4 項に規定する増築	、改築又は修繕	等等をする部分の基
(一次エネルギー消費量に関する事 □基準省令第10条第2号ロの基 誘導基準一次エネルギー消費	準		
誘導設計一次エネルギー消費: 誘導BEI( □国土交通大臣が認める方法及	GJ/全	F.	
□国工交通人民が認める方法及( ( □令和4年改正基準省令附則第 準	)	、改築又は修繕	等をする部分の基

## (第六面)

2.	エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画								

3. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日	
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日	

#### 1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。この様式において「基準省令」という。)において使用する用語の例によります。
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
  - (1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
  - (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
  - (3) 申請建築物 法第34条第3項に規定する申請建築物
  - (4) 他の建築物 法第34条第3項に規定する他の建築物
  - (5) 施行日以後認定申請建築物 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省令・国土交通省令第1号。この様式において「令和4年改正基準省令」という。) 附則第2項に規定する施行日以後認定申請建築物
- ③ 第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)」を選んだ場合は、申請建築物について、第一面から第六面までを、他の建築物について、第二面から第五面までを作成してください。なお、他の建築物が二以上ある場合には、当該他の建築物それぞれについて作成してください。

#### 2. 第一面関係

- ① 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ② 【申請の対象とする範囲】の欄は、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請であって建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載する場合には「建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の非住宅部分」のチェックボックスに、複合建築物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」のチェックボックスに、複合建築物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」のチェックボックスに、「イ」マークを入れてください。

### 3. 第二面関係

- ① この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、法第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- ② 建築主が2者以上の場合は、【1.建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- ③ 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ④ 【2.代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- ⑤ 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
- ⑥ 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画に係る他のすべての設計者について記入してください。
- ① 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✔」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地

を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨(申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。)を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

⑧ 他の建築物について記載する場合は、【5.備考】の欄に他の建築物に係る建築主等に関する 事項である旨を記載してください。

#### 4. 第三面関係

- ① 【6.建築物の用途】及び【8.工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ② 【7.建築物の住戸の数】の欄は、【6.建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ③ 【10. 令和4年改正基準省令附則第3項又は第4項の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。
- ④ 【12. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号 イ(1)の地域の区分をいいます。
- ⑤ 【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
- ⑥ 【13. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令 (平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積(⑦において同じ。)をいいます。
- ⑦ 【14. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分のうち開放部分及び共用部分を除いた部分の面積をいいます。
- ⑧ 【15. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イから二までのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イから二までの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
  - (1)(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
  - (2)「年間熱負荷係数」については、基準値(基準省令別表第1に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
  - (3)「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第10条第2号イの表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
  - (4)この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
    - i)年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。
    - ii) BPI 年間熱負荷係数を基準値で除したものをいいます。記載する場合は、小数点第 二位未満を切り上げた数値としてください。
    - iii)BEI 設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
    - iv) 誘導BEI 誘導設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。) を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。) で除したものをい

います。「誘導BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

- v)誘導BEIの基準値 誘導基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)の合計を、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)の合計で除したものをいいます。「誘導BEIの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- (5) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合については、以下の内容に従って記載してください。
  - i) 非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分について、建築物全体の一次エネルギー消費量は「基準省令第10条第1号ロ(1)の基準」又は「基準省令第10条第1号ロ(2)の基準」に、令和4年改正基準省令附則第3項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に関する事項は「令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に記載してください。
  - ii)一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第2号イの基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第2号ロの基準」に記載するとともに、令和4年改正基準省令附則第4項の基準の適用を受ける場合には、「令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」のチェックボックスに「✓」マークを入れて記載してください。
- ⑨ 【16.確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ⑩ 【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第40条第1項(同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものについては、申請建築物の延べ面積と他の建築物の延べ面積の合計をいう。以下⑩において同じ。)の10分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の1とする。)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。
- ⑪ 他の建築物について作成する場合は、【16.確認の特例】及び【17.建築物の床面積のうち、 通常の建築物の床面積を超える部分】の記載は不要です。
- ② 第三面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その 他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

#### 5. 第四面関係

- ① この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- ② 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- ③ 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

#### 6. 第五面関係

- ① 第五面は、共同住宅等又は複合建築物(複合建築物の非住宅部分の認定を除く。)に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3.専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
  - (1)(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する 事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載して ください。
  - (2)「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第10条第2号イの表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
  - (3)「誘導BEI」は、誘導設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「誘導BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
  - (4) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合の記載について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第2号イの基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第2号ロの基準」に記載するとともに、令和4年改正基準省令附則第4項の基準の適用を受ける場合には、「令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」のチェックボックスに「✓」マークを入れて記載してください。
- ④ 第五面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

## 7. 第六面関係

第六面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。